

輪島市監査公表第 44 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年11月25日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年11月14日（金）農林水産課・門前総合支所地域整備課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 渕 良作

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○近年の異常気象の影響で、今年度に入ってから特に、門前町千代地内の松の木が真っ赤になり「松くい虫」による枯損の状況が見受けられ心配している。補正予算（増額）対応で、駆除計画を立てていることが伺われた。松の木の本数の保全・確保するため、予防散布、伐倒駆除（薬剤散布）等を定期的に実施し、被害量の抑制に努め継続的に、被害状況を監視する体制の下、希少している地域の景観の維持管理に努めていただきたい。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①収入未済額について

国営農地開発事業費分担金及び高齢者等肉用牛飼育貸付金元利収入金の滞納については、微収納付の努力は評価する。引きつづき債権者に、ご理解いただきながら、滞納額縮小に向け取り組まれたい。